

平成 28 年

第 2 回可児市議会定例会議案

平成28年6月3日

目 次

承認第3号	専決処分の承認を求めることについて 平成27年度可児市一般会計補正予算（第5号）	1
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を 改正する条例	2
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて 可児市税条例等の一部を改正する条例	4
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例	10
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	15
議案第40号	平成28年度可児市一般会計補正予算（第1号）について	18
議案第41号	可児市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制 定について	19
議案第42号	可児市税条例等の一部を改正する条例の制定について	23
議案第43号	可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第44号	可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	36
議案第45号	可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	47
議案第46号	人権擁護委員候補者の推薦について	49

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

平成27年度可児市一般会計補正予算（第5号）（別冊）

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する
条例

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年可児市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 3 この条例による改正後の可児市固定資産評価審査委員会条例の規定は、 <u>平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係</u>	附 則 3 この条例による改正後の可児市固定資産評価審査委員会条例の規定は、 <u>平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づ</u>

る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が施行日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

く納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等がされた場合については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例等の一部を改正する条例

第1条 可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第41条の2 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270	第41条の2 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（ <u>独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。</u> ）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産につ

号) 第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受

いては第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受

けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第41条の6 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2及び3 (略)

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

5～7 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第41条の6 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2及び3 (略)

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

5～7 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 熱損失防止改修工事に要した費用	(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等
(6) (略)	(6) (略)
9 (略)	9 (略)

第2条 可児市税条例の一部を改正する条例（平成27年可児市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第73条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における新条例第73条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第73条 第1項	(略)	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号） <u>第1条の規定</u> による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式	第73条 第1項	(略)	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
(略)			(略)		
<p>4～6 (略)</p> <p>7 第4項の規定によりたばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第9条、第73条第4項及び第5項、第75条の2並びに第76条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>4～6 (略)</p> <p>7 第4項の規定によりたばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第9条、第73条第4項及び第5項、第75条の2並びに第76条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		

(略)	
第75条の2	(略)
(略)	

8及び9 (略)

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項から	第9項、第5項及び
(略)	(略)	(略)
第7項の表第75条の2の項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

11 (略)

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項から	第11項、第5項及び
(略)	(略)	(略)
第7項の表第75条の2の項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

13 (略)

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

(略)	
第75条の2第1項	(略)
(略)	

8及び9 (略)

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項の同項から前項まで	第9項の同項、第5項及び前項
(略)	(略)	(略)
第7項の表第75条の2第1項の項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

11 (略)

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項の同項から前項まで	第11項の同項、第5項及び前項
(略)	(略)	(略)
第7項の表第75条の2第1項の項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

13 (略)

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

<p>げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
(略)			(略)		
第7項の表以外の部分	第4項から	第13項、第5項及び	第7項の表以外の部分	第4項の同項から前項まで	第13項の同項、第5項及び前項
(略)			(略)		
第7項の表第75条の2の項	(略)		第7項の表第75条の2第1項の項	(略)	
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の可児市税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例

可児市都市計画税条例（昭和63年可児市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(納税義務者等) 第2条 (略) 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、 <u>第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定</u> の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を	(納税義務者等) 第2条 (略) 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、 <u>第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項</u> の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該

乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3及び4 (略)

付 則

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第2条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当

各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3及び4 (略)

付 則

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第2条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当

該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は

該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は

法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第7条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げ

法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第7条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げ

<p>る負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>る負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(読替規定)</p> <p>第9条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは「若しくは第30項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第9条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の可児市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日専決

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第3条 (略) 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額	(課税額) 第3条 (略) 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額

が520,000円を超える場合においては、基礎課税額は、520,000円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が170,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、170,000円とする。

4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が520,000円を超える場合には、520,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき260,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、

が540,000円を超える場合においては、基礎課税額は、540,000円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が190,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円とする。

4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき265,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、

<p>330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>470,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ （略）</p>	<p>330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>480,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ （略）</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の可児市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第40号

平成28年度可児市一般会計補正予算（第1号）について

平成28年度可児市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成28年6月3日提出

可児市長 富田 成輝

議案第41号

可児市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について

可児市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、可児市の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集)

第2条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集

(募集実施要項の作成及び周知)

第3条 任命権者は、前条の規定による募集（以下「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前条各号の別
- (2) 第6条第1項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- (3) 募集をする人数
- (4) 募集の期間
- (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
- (6) 募集実施要項の内容を周知するための説明会を開催する予定があるときは、その旨
- (7) 第5条第1項の規定による応募（以下「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- (8) 第6条第2項の規定による通知の予定時期
- (9) 次条第3項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び

同項に規定する応募上限数

(10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先

(11) 前各号に掲げるもののほか、募集に関し必要と認められる事項

2 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が前項第3号に規定する募集をする人数（以下「募集人数」という。）に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、前条第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

3 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしなければならない。

（募集の期間の延長及び満了）

第4条 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

2 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

4 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

（応募又は応募の取下げ）

第5条 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第9条第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和36年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第3号。以下「退職手当条例」という。）第2条第3項の規定により職員とみなされる者

(2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

(3) 第3条第1項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。次条第1項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

（応募の認定）

第6条 任命権者は、応募をした職員（以下「応募者」という。）について、次の各号の

いずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集人数を超える分の応募者について認定しないことができる。

- (1) 応募者が募集実施要項又は前条第1項各号の規定に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後、法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

2 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

（退職すべき期日の通知）

第7条 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前条第2項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

（退職すべき期日の繰上げ又は繰下げ）

第8条 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が次条第3号に規定する退職すべき期日（以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

（認定の失効）

第9条 認定応募者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定は、その効力を失う。

- (1) 退職手当条例第15条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 退職手当条例第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当したとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第7条若しくは前条第2項の規

定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第5条第1項の規定により応募を取り下げたとき。

（公表）

第10条 任命権者は、この条例の規定による募集及び認定について、募集実施要項（第6条第1項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定応募者の数を公表しなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

議案第42号

可児市税条例等の一部を改正する条例の制定について

可児市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例等の一部を改正する条例

第1条 可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第27条、第31条、第31条の2若しくは第31条の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第32条の4第1項（第32条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の7、第45条、第59条第2項、第73条第1項若しくは第2項、第77条第2項、第80条又は第109条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第27条、第31条、第31条の2若しくは第31条の5（第36条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第32条の4第1項（第32条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の7、第45条、第59条第2項、第73条第1項若しくは第2項、第77条第2項、第80条又は第109条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に</p>

当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第33条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、第73条第1項若しくは第2項の申告書又は第109条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間
- (3) 第33条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第73条第1項若しくは第2項の申告書又は第109条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1箇月を経過する日までの期間
- (4) (略)

(法人税割の税率)

応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第73条第1項若しくは第2項の申告書又は第109条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間
- (3) 第73条第1項若しくは第2項の申告書又は第109条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1箇月を経過する日までの期間
- (4) (略)
- (5) 第33条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1箇月を経過する日
- (6) 第33条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1箇月を経過する日

(法人税割の税率)

第20条の2 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収)

第29条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第22条第1号ただし書若しくは第2号又は第23条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下次項において「不足税額」と総称する。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第27条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税につい

第20条の2 法人税割の税率は、100分の6とする。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収)

第29条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第22条第1号ただし書若しくは第2号又は第23条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第27条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税につい

て更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して第27条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

て更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して第27条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(法人の市民税の申告納付)

第33条 (略)

2 (略)

3 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合)で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年

(1) 第27条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(法人の市民税の申告納付)

第33条 (略)

2 (略)

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合)において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日

を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合）で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合）において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 (略)

6 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の
手続)

第34条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額について同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

6 (略)

7 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の
手続)

第34条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額

する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るもの）にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るもの）にあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を

減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

付 則

第6条 削除

付 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の3の規定による控除に

<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>	<p>については、その者の選択により、同条中「<u>同条第1項</u>」とあるのは「<u>同条第1項(第2号を除く。)</u>」と、「<u>まで</u>」とあるのは「<u>まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)</u>」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5</u> <u>法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>6</u> <u>法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p><u>7</u> <u>法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>8</u> <u>法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>9</u> <u>法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> <u>法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</u></p> <p><u>13</u> (略)</p>
---	--

第2条 可児市税条例の一部を改正する条例（平成27年可児市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>附 則</p> <p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第4項の規定によりたばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、<u>新条例</u>第9条、第73条第4項及び第5項、第75条の2並びに第76条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第9条 第3号</td> <td style="width: 65%;">第33条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第73条第1項若しくは第2項の申告書又は第109条第1項の申告書でその提出期限</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">8～14 (略)</td> </tr> </table>	(略)			第9条 第3号	第33条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第73条第1項若しくは第2項の申告書又は第109条第1項の申告書でその提出期限	(略)	(略)			8～14 (略)			<p>附 則</p> <p>(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第4項の規定によりたばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、<u>可児市税条例</u>第9条、第73条第4項及び第5項、第75条の2並びに第76条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>同条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第9条 第3号</td> <td style="width: 65%;">第73条第1項若しくは第2項の申告書又は第109条第1項の申告書でその提出期限</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">8～14 (略)</td> </tr> </table>	(略)			第9条 第3号	第73条第1項若しくは第2項の申告書又は第109条第1項の申告書でその提出期限	(略)	(略)			8～14 (略)		
(略)																									
第9条 第3号	第33条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第73条第1項若しくは第2項の申告書又は第109条第1項の申告書でその提出期限	(略)																							
(略)																									
8～14 (略)																									
(略)																									
第9条 第3号	第73条第1項若しくは第2項の申告書又は第109条第1項の申告書でその提出期限	(略)																							
(略)																									
8～14 (略)																									

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中付則第10条の2の改正規定及び次条の規定 公布の日
- (2) 第1条中第20条の2の改正規定及び附則第3条第3項の規定 平成29年4月1日
- (3) 第1条中付則第6条の改正規定及び附則第3条第4項の規定 平成30年1月1日

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の可児市税条例(以下「新条例」という。)付則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例付則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例付則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例付則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例付則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市民税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第29条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第29条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 2 新条例第33条第5項及び第34条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第33条第3項又は第34条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
 - 3 新条例第20条の2の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
 - 4 新条例付則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

議案第43号

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例

可児市都市計画税条例（昭和63年可児市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (施行期日) 第1条 (略)	付 則 (施行期日) 第1条 (略) <u>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</u> <u>第1条の2 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の可児市都市計画税条例付則第1条の2の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案第44号

可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成11年可児市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																					
<p>(設置)</p> <p>第1条 スポーツを通じて、市民の健康増進、明るく豊かな市民生活の形成及び健全な青少年の育成を図るため、可児市体育施設（以下「<u>施設</u>」という。）を設置する。</p>		<p>(設置)</p> <p>第1条 スポーツを通じて、市民の健康増進、明るく豊かな市民生活の形成及び健全な青少年の育成を図るため、可児市体育施設（以下「<u>体育施設</u>」という。）を設置する。</p>																					
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="229 1608 790 1848"> <tr> <td>名称</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可児市運動公園馬事公苑</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可児市B&G海洋センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>		名称	(略)	(略)		可児市運動公園馬事公苑		可児市B&G海洋センター		(略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>体育施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="821 1608 1382 1848"> <tr> <td>名称</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可児市B&G海洋センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可児市運動公園馬事公苑</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>		名称	(略)	(略)		可児市B&G海洋センター		可児市運動公園馬事公苑		(略)	
名称	(略)																						
(略)																							
可児市運動公園馬事公苑																							
可児市B&G海洋センター																							
(略)																							
名称	(略)																						
(略)																							
可児市B&G海洋センター																							
可児市運動公園馬事公苑																							
(略)																							
<p>(職員)</p> <p>第3条 <u>可児市B&G海洋センター</u>に、所</p>		<p>(事業)</p> <p>第3条 <u>体育施設</u>の事業は、次のとおりと</p>																					

長及びその他必要な職員を置く。

する。

- (1) スポーツ、レクリエーション等のための施設の提供に関する事業
- (2) スポーツ、レクリエーション等の支援、普及等に関する事業
- (3) スポーツ及び健康づくりに関する事業の企画及び実施に関する事業
- (4) その他スポーツの振興に関して必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 体育施設（可児市運動公園馬事公苑を除く。以下「指定管理施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
- (2) 施設及び備品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(休業日)

第6条 体育施設の休業日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。

2 市長（指定管理施設にあつては指定管理者。以下「市長等」という。）は、特に必要と認めるときは前項の休業日を変更することができる。ただし、指定管理者が前項の休業日を変更する場合は、事前に市長の承認を得なければならない。

(開場時間等)

第7条 体育施設の開場時間及び照明使用時間（以下「開場時間等」という。）

(使用の許可)

第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。ただし、可児市運動公園スタジアムについては、第3号の規定に該当する場合においては、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 施設を損傷するおそれがあるとき。

(5) その他施設の管理運営上支障があるとき。

3 市長は、第1項の許可に施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

は、午前6時から午後10時までの間でこの条例に基づく規則で定める時間とする。

2 市長等は、特に必要と認めるときは開場時間等を変更することができる。ただし、指定管理者が開場時間等を変更する場合は、事前に市長の承認を得なければならない。

(使用の許可)

第8条 体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長等に使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。ただし、可児市運動公園スタジアムについては、第3号の規定に該当する場合においては、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 施設又は備品を汚損し、き損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認めるとき。

(6) 体育施設の管理運営上支障があるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の設置目的上又は公の施設としての役割上、その使用が不適當であると認めるとき。

3 市長等は、使用許可に、体育施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

4 第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の条件及び市長の指示事項を遵守しなければならない。

（使用許可の取消し）

第5条 市長は、使用の許可を与えた場合においても、使用者において次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用を中止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の申請に偽りがあったとき。

(3) （略）

(4) その他施設の管理運営上支障があると認められるとき。

4 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の条件及び市長等の指示事項を遵守しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第9条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に体育施設を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第10条 市長等は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に係る事項を変更し、又は使用許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則その他体育施設が適用を受ける公の施設の管理に関する規則の規定に違反したとき。

(2) 使用許可に付した条件又は使用許可を受けた使用の目的に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により、使用許可を受けたことが明らかになったとき。

(4) （略）

(5) その他体育施設の管理運営上支障があると認められるとき。

（特別の設備等）

第11条 使用者は、体育施設に特別の設備を設け、若しくは備付けの器具以外の器具を搬入し、又は原状の変更をしようとするときは、あらかじめ市長等の許可を受けなければならない。許可を受けた者がその許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第8条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料金)

第12条 指定管理施設の利用者は、当該指定管理施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。ただし、指定管理者及び市が使用する場合は、利用料金の納付を要しない。

2 利用料金の額は、別表第1に定める額を超えない範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

5 指定管理者は、この条例に基づく規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。

6 既納の利用料金は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。

(2) この条例に基づく規則で定める日までに使用の取下げの申出があったとき。

(3) その他指定管理者が適当と認めたとき。

(使用料)

第13条 可児市運動公園馬事公苑の利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、この条例に基づく規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当し、公益上必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

- (1) 公共団体又は公共的団体が主催する行事に使用する場合
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置されている学校が、教育の目的で使用する場合
 - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき設置されている保育所が、幼児の保育等の目的で使用する場合
 - (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体が、その活動目的の達成のために使用する場合
 - (5) その他市長が特に必要と認めた場合
- 2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、後納することができる。
- 3 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができないとき。
 - (2) 使用日前4日までに使用許可の申請を撤回したとき。

(原状回復及び損害賠償)

第7条 使用者は、施設の使用が終了したとき又は使用の許可を取り消されたとき若しくはその中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者は、その責めに帰すべき事由により施設をき損し、又は滅失したときは、速やかに原状に復し、又は損害額を

- 2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - 3 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。
- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。
 - (2) この条例に基づく規則で定める日までに使用の取下げの申出があったとき。
 - (3) その他市長が適当と認めたとき。

(原状回復及び損害賠償)

第14条 使用者は、体育施設の使用が終了したとき又は第10条の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者は、その責めに帰すべき事由により施設又は備品を汚損し、き損し、又は滅失したときは、速やかに原状に復

賠償しなければならない。

し、又は損害額を賠償しなければならない。

(入場等の制限)

第15条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育施設への入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品若しくは動物を携行する者
- (3) 施設又は備品に損害を与えるおそれのある者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (5) 市長等の許可を受けないで物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告物等を配布しようとする者
- (6) この条例の規定又はこの条例に基づく規則に定める遵守事項その他体育施設が適用を受ける公の施設の管理に関する規則の規定に違反する者
- (7) その他管理運営上支障があると認められる者

(秘密保持の義務)

第16条 指定管理者は、可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号）の規定を遵守し、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、指定管理施設の業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後におい

<p>(委任) 第8条 (略)</p>	<p><u>ても、同様とする。</u></p> <p>(委任) 第17条 (略)</p>
-------------------------	--

第2条 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。
別表を別表のように改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行日前に改正前の可児市体育施設の設置及び管理に関する条例によりなされた施行日以後の施設の使用に係る処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

別表第1（第12条関係）

利用料金区分		利用料金（1時間につき）	照明利用料金（1時間につき）
体育施設名・使用区分			
可児市運動公園グラウンド	全面使用	1,290円	3,020円
	2分の1面使用	640円	1,510円
塩河公園グラウンド	全面使用	640円	1,510円
広見市民グラウンド			
姫治市民グラウンド			
坊主山市民グラウンド			

利用料金区分				利用料金（1時間につき）	利用料金（1日につき）
体育施設名・使用区分					
可児市運動公園スタジアム	グラウンド 使用者が入場料 その他これに類 する料金を徴収 しない場合	市内の使用者	平日（9時～17時）	700円	4,900円
			平日（上記以外の時間）	1,500円	
			土曜日、日曜日及び休日	1,500円	10,500円
		上記以外の場合		3,000円	21,000円
	上記以外の場合	アマチュアスポーツ		4,500円	
	上記以外の場合		30,000円		
	照明（100%点灯）			4,500円	
	照明（60%点灯）			2,700円	
	スコアボード（全面）			1,100円	7,700円
	スコアボード（半面）			500円	3,500円
	ミーティング室			250円	1,750円
	本部室			250円	1,750円
	役員室			250円	1,750円
	放送室			250円	1,750円
	審判控室			250円	1,750円
	記者室			250円	1,750円
内部観覧室			250円	1,750円	
シャワー			5分につき100円		

利用料金区分		利用料金（1時間につき）	照明利用料金（1時間につき）	シャワー利用料金（5分につき）
体育施設名・使用区分				
可児市運動公園テニスコート	コート1面使用	430円	540円	100円
鳴子近隣公園テニスコート				

利用料金区分		利用料金（1時間につき）
体育施設名・使用区分		
可児市運動公園第1弓道場	全面使用	640円
	2分の1面使用	320円
可児市運動公園第2弓道場	全面使用	320円

利用料金・使用・使用者区分		利用料金	
体育施設名	ウエイトリフティング場（1時間につき）	トレーニング室	
		一般	高校生以下
可児市運動公園ウエイトリフティング場	490円	1回につき 310円	1回につき 150円
		回数券（6回分） 1,540円	回数券（6回分） 770円
		回数券（20回分） 3,700円	回数券（20回分） 1,850円

利用料金・使用者区分			利用料金				
体育施設名・使用区分		団体（1時間につき）	個人				
			一般（1回につき）	高校生以下（1回につき）			
可児市B&G海洋センター	体育館	全面使用	640円	100円	50円		
						3分の2面使用	430円
						2分の1面使用	320円
						3分の1面使用	210円
	プール			210円	100円		
	ミーティングルーム		1時間につき 210円				

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は1時間として計算する。
- 2 可児市ウエイトリフティング場トレーニング室は、1回ごとの利用料金の納付又は回数券の使用によるものとする。
- 3 団体とは、別に定める登録をしたものをいう。
- 4 1日とは9時から17時までをいう。
- 5 市内の利用者とは、別に定める要件を満たすものをいう。
- 6 休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。

別表第2（第13条関係）

使用料・使用区分 体育施設名	使用料	
	馬場（1時間につき）	きゅう舎
可児市運動公園馬事公苑	練習馬1頭 180円	無料

備考

使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は1時間として計算する。

議案第45号

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年6月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年可児市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第28条、第43条関係）			別表（第28条、第43条関係）		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
(略)			(略)		
4階以上の階	(略)	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いる	4階以上の階	(略)	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて

	<p>ものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u>を満たすものとする。) 2及び3 (略)</p>		<p>連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u>を満たすものとする。) 2及び3 (略)</p>
--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成28年6月3日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
井神 明	可児市広見791番地6
堀井 玲子	可児市桜ヶ丘七丁目132番地
山口 清江	可児市愛岐ヶ丘一丁目141番地